重要な会計方針

1．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～46年
機械装置	２～17年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～15年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法によっております。

2．賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、役職員への賞与の支払いに備えるため、役職員に対する賞与の支給見込額のうち、当半期に帰属する額を計上しております。

3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当半期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。

過去勤務費用：その発生年度に一括して損益処理しております。

4．引当金等の計上根拠及び計上基準

⑴　貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上又は直接減額しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上又は直接減額しております。なお、上記債権額から直接減額した金額はありません。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見積額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署（地域部等）が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

⑵　偶発損失引当金

偶発損失引当金は、融資契約承諾済融資未実行額のうち、確実に貸付義務を負っている金額等に関して、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額としております。

⑶　その他有価証券

①　時価のあるもの

当半期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

②　時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を取り込む方法によっております。

6．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

7．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主として当半期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9．ヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては繰延ヘッジ処理又は特例処理によっております。通貨スワップについては振当処理によっております。また、金利通貨スワップについては、金利変動部分は特例処理、為替変動部分は振当処理によっております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

①　ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・貸付金、債券及び外貨建債券

②　ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

③　ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

⑶　ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引、通貨スワップ取引又は金利通貨スワップ取引を行っております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

貸付金の相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の各期日、想定元本等に差異がないかを基礎として判断しております。

債券の相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎として判断しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ、特例処理及び振当処理の要件を満たしている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。